

## 動物取扱業者に対する勧告（行政指導）について

### 1 趣旨

9月2・3日に立入り検査を行った施設に対し、勧告(行政指導)を行いましたので、その結果等について報告するものです。

### 2 勧告内容

#### (1) 勧告とは

動物の愛護及び管理に関する法律第23条に基づき、基準を遵守していない不適切な事業者に対して行う行政指導であり、9月2日、3日の立入時に口頭で指導、助言は行っていますが、必要な措置について期限を示して文書により行うものです。

#### (2) 実施日等

令和3年10月9日(土) 午後2時に施設の監視指導を行うとともに、現地にて勧告文書を渡し、内容の説明等を行いました。

#### (3) 指導事項

第一種動物取扱業者が遵守しなければならない環境省が定める基準「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号)」において遵守していない事項で、今回の主な指導事項は以下の通りです。

- ・飼養施設の管理
- ・設備の構造・規模
- ・環境の管理
- ・動物の疾病にかかる措置
- ・動物の繁殖の方法にかかる事項
- ・動物の適正な飼養に必要な事項

#### (4) 実施結果

犬の飼育は、授乳中の親子を中心に飼育を行っており、犬の状態、施設の管理状況はおおむね良好で、新たに指摘する事項はありませんでした。また、一部に改善事項も確認されました。

※ 改善の期限は、令和3年12月2日(木)まで(立入日から3ヶ月)

### 3 今後の対応

引き続き施設及び犬の飼育状況の確認を行うとともに、主に記録に関する整備状況の確認ができていないため、記録の確認を中心に監視指導を行います。